

公共法務プログラム・国際取引法務プログラム 登録手続きについて

卒業時に上記プログラム修了認定を希望する学生は、以下の期間に教務係窓口にて手続きをしてください。登録用紙は窓口にて配布します。

手続きをしない者は、単位を修得しても修了の認定を受けることはできないので注意してください。

○プログラム登録期間(S セメスター履修登録期間と同じ)

4月20日(金)～4月26日(木)

(注意)

・登録できるのは2017年度進学以降かつ第1類(法学総合コース)の学生のみです。
2017年度進学以降で第2類(法律プロフェッション・コース)又は第3類(政治コース)に所属している学生で、登録を希望する者は次年度に第1類(法学総合コース)へ転類の後、登録してください。

・現在第1類(法学総合コース)所属の学生が、卒業時に転類していた場合は登録無効となり、修了認定を受けることはできません。

・公共法務プログラム及び国際取引法プログラムについて、一方または双方につき登録することが可能です。登録受付は、各年度Sセメスター履修登録期間となっています。この受付期間以外での申請は認めませんので注意してください。

2018年3月 法学部